

# 報 道 資 料

平成28年10月7日  
景観・環境局 廃棄物対策課  
一般廃棄物係  
主 幹 野 田 (内線 3381)  
係 長 植 谷 (内線 3379)  
電話番号 (0742)27-8746

## 広陵町ごみ処理施設における大阪湾フェニックス 搬入廃棄物のダイオキシン類基準超過検出について

広陵町ごみ処理施設から大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）へ搬入されたばいじん処理物をフェニックスセンターが埋め立て前に検査したところ、同センターの廃棄物受入判定基準に定められているダイオキシン類濃度の基準値を超える数値が検出されました。経緯等は、以下に記載のとおりです。

（ダイオキシン類測定値 3.9 ng-TEQ/g ※基準値 3.0 ng-TEQ/g ng：ナノグラム）

### 概 要

（1）施設名 クリーンセンター広陵（奈良県北葛城郡広陵町大字古寺 81 番地）

### （2）経緯

平成 28 年 9 月 5 日 ・フェニックスセンターにて広陵町搬入のばいじん処理物より抜き取り検査を実施。

9 月 15 日 ・簡易測定による分析調査の結果、基準値超過（4.9 ng-TEQ/g）が判明。  
・フェニックスセンターが広陵町へ搬入自粛を要請する旨を県に連絡。  
・広陵町がばいじん処理物のフェニックスセンターへの搬入を自粛。

9 月 26 日 ・再度、公定法による分析調査の結果、基準値超過（3.9ng-TEQ/g）が判明したため、フェニックスセンターが広陵町からのばいじん処理物の搬入停止措置をとる。  
・フェニックスセンターが県に対し広陵町への指導を依頼。  
・広陵町がばいじん処理物のフェニックスセンターへの搬入を停止。

9 月 29 日 ・県から広陵町に対して、改善報告書徴収と施設への立入調査の実施について通知。

10 月 4 日 ・県が立入調査を実施。  
搬入停止中のばいじん処理物等の保管状況の確認、今回の超過原因及び今後の改善対策等について事情聴取。

### （3）県の対応

・現在、広陵町に対して、原因究明及び再発防止策等について早急に報告するように求めているところであり、必要な指導・助言を行う。

※なお、これまで、①県内他施設からフェニックスセンターへ搬入時に必要な分析検査（平成 27 年 4 月～：年 4 回、それ以前：年 1 回）、②県内各市町村からのダイオキシン類検査報告（直近実施平成 27 年度）において、県内市町村施設のダイオキシン類検査結果は全て基準値内であることが確認されている。